

久留米市公告第 295 号

久留米市田主丸複合文化施設図書館書架設置業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 10 月 23 日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 久留米市田主丸複合文化施設図書館書架設置業務委託
- (2) 履行場所 久留米市田主丸町田主丸
- (3) 業務内容 別紙「久留米市田主丸複合文化施設図書館書架設置業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和8年12月17日（木）から令和9年8月3日（火）まで
- (5) 予定価格 81,975,300円（税抜き・2か年の総額）
- (6) 最低制限価格 75,417,100円（税抜き・2か年の総額）
- (7) 支払条件
 - 出来高予定割合 各年度の出来高予定割合は、概ね次の割合による。
令和8年度0%、令和9年度100%
 - 前金払 有り（契約金額の30%以内）
 - 中間払 無し
 - 部分払 無し

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167号の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 入札に参加しようとする者の営業所（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条）の所在地で建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する別表第一の上欄における「内装仕上工事」の許可及び建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (4) 技術者の配置について以下の条件を満たすこと。
 - ① この業務委託に関して、3か月以上の直接的雇用関係にある技術者を建設業法に従い専任で配置できること。
 - ② この業務委託に関して、3か月以上の直接的雇用関係にある現場代理人を常駐で配置できること。

※現場代理人及び技術者の配置要件については、「現場代理人及び技術者の適正配置に関する要綱」を確認すること。

- (5) 入札に参加しようとする者の営業所（建設業法施行令第1条）の所在地に応じて、それぞれに次に定める税等を完納していること。

ア 久留米市内 国税等（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）、県税及び市税

イ アを除く福岡県内 国税等及び県税

ウ 福岡県外 国税等

- (6) 平成28年4月1日以降、元請又は下請として日本国内の大学図書館・公共図書館・公文書館における特注品の据付書架設置の製作・設置実績を有すること。（当該実績は床面又は壁面に固定する書架に限り、可搬式書架・ブックトラック等は対象としない）

- (7) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (10) 前8項に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次の①から③に掲げる関係を有する場合においては、当該関係を有する者のうちの1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

① 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

② 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生

法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ③ ①又は②に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。

ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、イ～キの提出書類は提出しなくてよいものとする。また、ウ、エは締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

（１）提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 入札参加資格に係る申立書（様式第2号）
- ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）
- エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- オ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書（受任地で申請する場合にあっては、受任地が該当する所在区分で提出すること）

所在区分			税区分		納税等証明書	
			税目		法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税		国税等に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税等に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税		福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税		久留米市税に滞納がない証明	久留米市税に滞納がない証明

カ 委任状（様式第4号）※受任者を設け、受任地で申請する場合のみ必要

キ 使用印鑑届（様式第5号）

ク 入札に参加しようとする者の営業所（建設業法施行令第1条）の所在地で許可を受けている「内装仕上工事」の申請日現在で有効な建設業許可通知書又は建設業許可証明書（申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの。写し可）及び申請日現在で有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定書通知書

ケ 営業所一覧表（建設業許可申請時に提出した委任先の営業所を含むもの）※受任者を設け、受任地で申請する場合のみ必要

コ 平成28年4月1日以降、元請又は下請として日本国内の大学図書館・公共図書館・公文書館における特注品の据付書架設置の製作・設置実績を有することを証する書類（契約書及び図面等）

(2) 仕様書及び様式等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

ダウンロード先 久留米市ホームページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > その他一般競争入札 > 【募集】久留米市田主丸複合文化施設図書館書架設置業務委託業者の募集について

(URL <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)

- ・仕様書及び契約書（案）
- ・入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・入札参加資格に係る申立書（様式第2号）
- ・役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）
- ・委任状（様式第4号）
- ・使用印鑑届（様式第5号）
- ・入札書（様式第6号）
- ・質問票（様式第7号）
- ・入札会場用委任状（様式第8号）
- ・契約書
- ・入札心得

(3) 提出期限

令和8年11月13日（金）必着

(4) 提出先（宛先）

10 事務局

(5) 入札参加資格確認通知

（1）の提出書類を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

①通知方法：郵送又はFAX

②通知時期：令和8年12月4日（金）を予定

(6) 入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者のみ、入札に参加できるものとする。（入札参加資格なしとされた者及び提出期限までに（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

5 入札及び落札者の決定方法

(1) 入札日時：令和8年12月10日（木）14時00分から

(2) 入札場所：久留米市立中央図書館3階会議室

(3) 入札金額：入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

(4) 委任状

4 (5) の入札参加資格確認通知に記載された代表者又は受任者以外の者が入札する場合は、入札前に入札会場用委任状（様式第8号）を提出すること。（4 (1) で委任状（様式第4号）を提出しなかった場合であって代表者本人ではなく代理の者が入札する場合は、代表者からの入札会場用委任状（様式第8号）を提出すること。また、4 (1) で委任状（様式第4号）を提出した場合であって、受任者本人ではなく受任者からの委任を受けた者が入札する場合は、受任者からの入札会場用委任状（様式第8号）を提出すること。）

(5) 入札回数 2回まで

(6) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(7) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに書面にて届け出なければならない。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第7条により減免する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条の規定により減免する場合がある。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 入札金額が予定価格を超えるとき。

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

ケ 2 (10) に該当する者からの入札があつたとき

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

①受付期間：公告日から令和8年11月4日（水）17時まで

②受付場所：１０ 事務局

③質問の提出方法：

FAX または E メールにより質問票（様式第 7 号）を提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。

④質問に対する回答：

令和 8 年 1 1 月 6 日（金）までに FAX または E メールで回答する。また必要に応じて市ホームページで公開する。

（２）契約締結日

落札した者は、令和 8 年 1 2 月 1 6 日（水）までに契約締結の手続を行うこと。

9 その他

- （１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- （３）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- （４）提出された入札関係書類は返却しない。
- （５）提出された入札関係書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- （６）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- （７）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- （８）落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。
- （９）落札者は、保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者に前払金を請求することができる。

1 0 問い合わせ先（事務局）

久留米市 市民文化部 中央図書館

住所：〒8 3 9－0 8 6 2 久留米市野中町 9 7 0 番地 1

電話：0 9 4 2－3 8－7 1 1 6

FAX：0 9 4 2－3 8－7 1 8 3

メール：library@city.kurume.lg.jp